鎌田地区防災計画

令和5年3月

鎌田地区防災対策本部

目 次

1	計画	可の	目	的		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1			
2	対象	幹範	囲		•	•	•		•					•	•	•	•		•	•		•	•				•		Р	1			
3	鎌田	地	区	の	特	徴	ح	予	想	さ	れ	る	災	害						•		•	•	•					Ρ	1			
4	地区	<u></u> の	危	険	区	域			•		•								•			•	•	•	•			•	Ρ	1	~ F	> 2	2
5	活重	小体	制																•				•	•			•		Р	2			
	別刹	₹ 1		鎌	田	地	区	防	災	対	策	本	部	組	織	表		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	3			
6	活重	力	針					-						-															Р	4			
(1)	7	常	時	の	取	IJ	組	み		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•				•	•		•	Р	4	~ F) E	5
(2)	災	害	時	の	対	応					•					•		•							•	•		•	Р	5	~ F	9 6	3
(3)	迢	難	行	動	要	支	援	者	^	の	支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	6			
7	防災	紋	策	本	部	の	3	地	区	^	の	支	援	要	領		•		•				•	•	•				Р	6			
8	附貝	J			•	•			•				•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•		Ρ	6			
別紙	. 2	鎌	田	地	区	防	災	対	策	本	部	タ	イ	ム	ラ	イ	ン																
1	台厘	l (大	雨)	対	応																						Р	7			
2	地震	Ē (火	; ;;)	夶	応																						Р	8			

1 計画の目的

本計画は、鎌田地区防災対策本部(5活動体制参照)が鎌田3地区と連携協力して 防災減災に取り組むための計画であり「鎌田地区防災計画」と称する。

洪水・土砂・地震・大雪等の自然災害の発生もしくは災害が予想される場合と地区において住宅火災が発生した場合の災害時の対応及び平常時からの災害に対する準備事項等を記載し、特に災害発生時に鎌田地区から犠牲者を出さないため鎌田地区住民の防災意識の高揚と防災力の強化向上を図ることを目的とする。

2 対象範囲

- (1) この計画の対象範囲は、北信支所管轄の鎌田地区全域とする。
- (2) 地区区分

鎌田地区を地区防災マップ(3地区)ごとに区分し、「鎌田第一地区」、「鎌田第二地区」、「鎌田第三地区」と名称する。

- ① 鎌田第一地区 「丸子町内会」、「富塚町内会」、「御山越町内会」
- ② 鎌田第二地区 「南本内振興会」、「西河原町内会」、「下釜親和会」、「本内町内会」、「町丸子町内会」、「町鎌田町内会」
- ③ 鎌田第三地区 「舟戸町内会」、「鎌田新町町内会」、「陳光町内会」、「上台町内会」

3 鎌田地区の特徴と予想される災害

地区の特徴として、地区の東側を南北に流れる「阿武隈川」が、西から阿武隈川に流れる「松川」、「八反田川」、「耳取川」、「蛭川」があり流下河川が多い。 そのため、地区で予想される主な災害は河川の氾濫等による洪水災害である。 特に阿武隈川、松川流域は家屋倒壊等氾濫想定区域になっており注意が必要である。

また、地区は昔、田畑地帯であったため松川等から住宅地へ流れる用水路や側溝が多く台風等の大雨時には側溝等が溢れ、床下浸水及び床上浸水の災害が予想される。 さらに近年頻発している地震で、鎌田地区においても甚大な被害を受けているために 地震への対応等も考慮すべきである。

4 地区の危険区域

各町内会の危険箇所等については、地区防災マップを参照

- (1) 洪水災害想定区域
 - ① 阿武隈川流域

下釜親和会、本内町内会、町丸子町内会、舟戸町内会の阿武隈川沿い

- ② 松川流域南本内振興会、西河原町内会、丸子町内会、富塚町内会、御山越町内会の 松川沿い
- ③ 八反田川流域

上台町内会、町鎌田町内会、鎌田新町町内会、舟戸町内会の八反田川沿い

(2) 浸水想定区域

昭和61年8月5日水害及び令和元年10月台風19号時の浸水地域のほか、地区防災マップによる。

(3) 土砂災害想定区域

御山越町内会三條院地内南側(信夫山側)については、近傍の御山早坂山地内が土砂災害警戒区域に指定されているため、大雨時には注意が必要である。

5 活動体制

- (1) 本計画の活動体制は、「鎌田地区防災対策本部(以下、「対策本部」という。)」と 名称し、北信支所長を本部長、鎌田地区町内会連合会会長と消防団第11分団長を 副本部長として、北信支所に本部及び事務局を設置し、3地区と連携しつつ、主に 次の事項を重視しながら防災・減災対応を図る。
 - ① 平常時における防災意識の高揚事業(防災訓練・研修等)
 - ② 気象情報等の早期収集と3地区への情報提供
 - ③ 避難所開設情報、避難情報の3地区への早期伝達
 - ④ 避難行動要支援者の把握及び各地区への避難支援の推奨
 - ⑤ 各地区の被害状況及び対応等の把握と共有
- (2) 鎌田地区防災対策本部組織表・・・別紙1

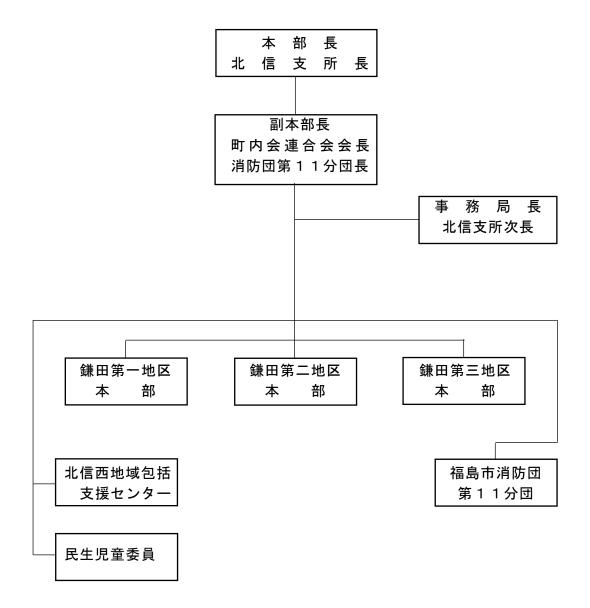
(3) 役割

① 本部長

市危機管理室及び3地区本部長と連携を図り、鎌田地区における防災・減災に 関わる対応等の全般を統制する。

- ② 副本部長
 - ア 各地区本部長、各町内会長及び消防団第11分団各部との連絡調整を行い、 本部長を補佐する。
 - イ 本部長不在時には、事務局長と連携協力して本部長職を兼任する。
 - ウ 本部長指示以外は、自宅待機とする。
- ③ 事務局長
 - ア 市対策本部及び3地区本部との連絡調整
 - イ 本部長不在時には、副本部長を補佐する。
- ④ 消防団第11分団
 - 災害現場における救助救出、消火活動及び避難所への避難誘導等
- ⑤ 北信西地域包括センター、民生児童委員
 - 平常時より包括センターと民生児童委員は情報の共有を密にし、避難行動要支援者の把握に努めて、災害発生時の避難行動等について地区住民と連携して対応 を図る。

鎌田地区防災対策本部組織表



6 活動方針

対策本部としての対応を「平常時の取り組み」、「災害時の対応」及び「避難行動要支援者への支援」に区分し、地区住民が日頃から訓練等を行い防災・減災に努め 災害時に鎌田地区から犠牲者を出さないための活動を行う。

(1) 平常時の取り組み

災害発生時に地区住民が連携協力して対応できるよう平常時から下記の事項を 重視し防災・減災に取り組む。

① 防災・減災知識の普及啓発

防災イベント(研修会、防災講話等)の計画立案・実施及び防災チラシ作成配布等による普及啓発活動を行う。

② 地区内の安全点検実施の推奨

対策本部は、地区本部へ各地区防災マップを基に地区内を定期的に巡回して安全を確認することを推奨する。

③ 指定避難所、町内会集会所等の確認

災害時に開設する鎌田地区の指定避難所及び一時避難所として開設する集会所の場所を確認し、開設する場合は危機管理室及び集会所を管理する町内会と連携を図る。

※ 災害時開設する指定避難所及び集会所(集会所については町内会判断)

指定避難所(鎌田地区)	集会所(届け出町内会のみ)
北信学習センター(レベル3)	御山越集会所(御山越町内会)
鎌田小学校(レベル3)	本内町内会集会所(本内町内会)
北信中学校(レベル4)	陳光団地集会所 (陳光町内会)
	富塚会館(富塚町内会)
	町鎌田集会所(町鎌田町内会)
	西河原集会所(西河原町内会)
	鎌田集会所 (町丸子町内会)
	北下釜集会所 (下釜親和会)
	丸子会館(丸子町内会)

④ 避難行動要支援者の把握と支援

対策本部は、避難行動要支援者名簿等を活用するとともに未登録者も含めた対象者の現状把握に努める。

また、各地区本部へは対象者を把握するとともに、災害発生時には避難支援 等を行えるよう日頃からコミュニケーションを図ることを推奨する。

⑤ 食料・物資の備蓄

対策本部は、鎌田地区住民に対して備蓄食料の必要性を推奨するとともに、 町内会が一時避難所として開設する町内会集会所等へは、町内会が食料及び物 資を備蓄するよう助言を行う。

⑥ 災害対応タイムラインの作成

ア 災害発生もしくは災害が予想される場合に地区住民を守るための対応等を 迅速に行えるよう「対策本部タイムライン」を作成する。

イ 「鎌田地区防災対策本部災害対応タイムライン」・・・別紙2

⑦ 訓練の推奨

訓練は災害発生時に慌てず的確に対応するために欠かせない活動です。 「訓練していないことは災害時にはできない」ことを地区住民に周知し各地区 本部へ訓練実施の推奨を行う。

(2) 災害時の対応

① 情報収集・伝達

対策本部は、気象庁が発表する気象情報、福島市が発令する避難情報及び災害情報等を早期に情報収集し、各地区へ提供し共有を図る。

② 地区内の災害情報の伝達

地区で災害が発生し、地区本部長から災害発生の報告を受けた場合は細部状況を確認するとともに被災地区(町内会)以外の地区本部へ被災状況等を伝達し、鎌田地区全体で災害情報の共有を図る。

また、対策本部は、災害状況を市対策本部へ報告するとともに、状況により消防署へ出動要請を行う。

③ 災害現場確認(地震・洪水・火災)

対策本部は鎌田地区内で地震による倒壊建物や洪水による床上浸水家屋等に取り残された住民が発生した場合及び火災が発生した事を知りえた場合には、直ちに現場へ事務局員を派遣し状況を把握するとともに、消防署への出動要請及び市対策本部へ報告する。

また、火災による被災者のために避難所開設の必要がある場合は市対策本部へ避難所開設を要請する。

④ 大雪対応

対策本部は地区本部へ積雪状況、被害状況、渋滞状況(特に国道4号)等を報告するよう連絡するとともに状況を把握し、各地区本部及び市対策本部へ報告する。

また、消火栓位置等の防火設備の除雪を消防団と協力して行い火災対応を図ることを各地区へ促す。

⑤ 被災地区への支援要請

対策本部は地区内で災害が発生したことを把握した場合は、被災地区への支援の必要があると認めた場合もしくは被災地区から支援要請があった場合には被災地区以外の地区へ避難行動等に影響にない範囲で地区住民を災害現場へ派遣し減災活動等の支援を行うよう要請する。

⑥ 避難者の把握

指定避難所及び集会所に避難した住民を各地区本部と協力して把握する。 特に町内会集会所へ避難した住民の把握については、開設町内会から避難者 数等を把握し、市対策本部へ報告する。

⑦ 防犯活動

避難により留守になった家屋及び空き家対策及び不審者・不審物対策として 地区本部へ地区内パトロールを行うよう要請する。

(3) 避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者を災害から守るため、次の事項を重視して支援を行うことを 地区本部へ推奨する。

- ① 避難行動要支援者の把握
 - ア 避難行動要支援者名簿の活用
 - イ 避難行動要支援者から許可を得て、避難行動要支援者宅を記載した町内会 マップの活用
 - ウ 登録していない対象者の把握

② 災害情報等の伝達

避難行動要支援者をリストアップして近隣住民及び民生児童委員等の支援者 が対象者宅への電話や訪問等を行いながら伝達するよう各地区へ推奨する。

③ 避難支援

地区本部へ避難行動要支援者1名に対して複数の支援者を指名する等の体制 を構築し対象者の避難に関しての安全を確保しつつ避難支援を行うことを推奨 する。

7 防災対策本部の3地区への支援要領

(1) 訓練等の支援

町内会・地区単位の防災訓練等へは、積極的に支援する。

また、鎌田地区総合防災訓練については、訓練実行委員会と連携協力し計画立 案等から支援する。

(2) 定期的な意見交換

本部長及び副本部長は、定期的に3地区の本部長との意見交換の場を設け情報等を交換する。

8 附則

この計画は令和5年4月1日より施行する。

鎌田地区防災対策本部タイムライン

1 大雨・台風対応(台風上陸をH時とした。)

時 期	状況	対 応 等
H寸 #打	<u>ハール ハール</u> ・福島市に「大雨注意報」	・台風情報の早期収集
H – 4 8 h	・台風は2日後に福島県に	・3地区本部へ情報提供
(2日前)	上陸されると予想	- 対策本部設置準備
(Z LI HIJ /	一 一下店の10のででで	↑ ※ ※ ↑ □ × □ × □ × □ × □ × □ × □ × □ × □ × □
H — 2 4 h (1 日前)	・福島市に 「大雨・洪水警報」発表 ・八反田川 「水防団待機水位」到達 ・福島市災害対策本部設置 (自主避難所開設) ・福島市避難所開設 (レベル3開設避難所) ・福島市八反田川流域に 「高齢者等避難」発令	 対策本部設置 八反田川水位情報の把握 避難所開設情報(北信学習センター、鎌田小学校)を地区本部へ情報提供 避難情報発令の把握及び伝達 避難状況把握 各地区の対応状況把握
H – 12 h	・「大雨・洪水警報」継続 ・「土砂災害警戒情報」発表 ・「暴風警報」発表 ・八反田川 「避難判断水位」到達 ・八反田川流域に 「避難指示」発令 ・鎌田地区一部において 浸水被害発生	 ・土砂災害警戒情報の情報提供 ・避難情報発令把握及び伝達 ・避難状況把握 ・浸水被害地区の把握 ・鎌田地区被害状況把握及び福島市対策本部へ報告
H時	・台風 福島県に上陸 ・松川 「水防団待機水位」到達 ・松川流域に 「高齢者等避難」発令 ・八反田川 「氾濫危険水位」到達 ・避難所増設 (レベル4開設避難所) ・八反田川流域で浸水被害	 ・各河川水位把握 ・避難情報発令把握及び伝達 ・各地区避難状況及び被害状況の把握 ・鎌田地区の被害状況等を各地区本部へ伝達 ・鎌田地区の被害状況を福島市対策本部へ報告及び市全体の被害状況把握 ・市全体被害状況を各地区へ伝達

2 地震(火災)対応(地震(震度5以上)発生時を日時とした。)

時 期	状 況	対 応 等
H.1 701		地区住民全員
	M7. 0の地震発生	・安全確保行動(シェイクアウ
	・福島市 震度 5 強	ト)①まず低く②頭を守る
H時		③動かない
1144		・ブロック塀、自動販売機、看
		板など倒壊物、落下物から身
		を守る行動により被害軽減
	〇〇町内会で倒壊家屋発生	鎌田地区防災対策本部設置
		・3 地区へ安否確認及び被害状況
H+30分		把握指示
		10 12 11 1
	・△△町内会で建物火災発生	・倒壊家屋、火災現場把握
	五二,FJ女 C 是 ll 八	・市災害対策本部へ被害状況等
H+45分		報告(第一報)
		│ 報□(第一報) │・消防本部へ出動要請
		・
	・〇〇町内会倒壊家屋で	・倒壊家屋及び火災現場の細部
H + 1 h	生存者あり	状況把握(事務局員の派遣)
	・△△町内会火災延焼	・各地区の安否状況確認
	•福島市避難所開設	・各地区へ避難状況把握を指示
	(北信学習センター)	(開設集会所の避難状況含む)
H+2h以降	• 各町内会集会所等開設	・市対策本部へ被害状況及び対応
11121120		報告 (第二報)
		・今後の対応協議

